

広島県内広域消防相互応援協定に係る広島市消防団細部計画

〔昭和 62 年 10 月 1 日制定〕

平成 19 年 3 月 16 日一部改正

平成 30 年 4 月 1 日一部改正

令和 5 年 4 月 1 日一部改正

この計画は、広島県内広域消防相互応援協定実施細目第 11 条に基づき、広島県内で発生した災害に対し出動する本市消防団応援隊の編成等についてその詳細を定める。

1 基本原則

- (1) 消防団の他市町への応援出動は、要請に基づき消防局長又は消防署長の命令により行動する。
- (2) 消防団のみの部隊派遣は行わない。
- (3) 消防団の応援活動は、原則として、日の出から日没までとする。ただし、災害の状況等によって活動時間を延長する場合は、応援隊の長が要請市町を通じて消防局と協議の上決定する。
- (4) 高速道路における災害に対する応援出動は、原則として行わない。

2 出動

- (1) 消防局長は、災害発生市町等から応援要請を受けた場合又は実施細目第 3 条第 1 項に基づき応援の必要があると認めた場合、消防署長及び消防団長と協議の上、応援隊を編成し、関係消防団に対して応援隊の出動を命令するものとする。
- (2) 出動の命令に際しては、出動分団、応援隊の長、派遣車両台数、派遣人員、資機材及び集結場所等必要な事項を的確に指示する。

3 応援隊の長

- (1) 応援隊の長は、派遣台数に応じ、次の階級の団員をもって充てる。

派遣台数	階級
1 ~ 3 台	分団長又は副分団長
4 ~ 6 台	分団長
7 台以上	副団長

- (2) 応援隊の長は、常備消防応援隊の長と連携を図り、消防団員を指揮監督し、任務を遂行する。

4 部隊編成

派遣台数 1 台当りの人員は、次のとおりとする。

車種	中型ポンプ車	積載車（普通）	積載車（軽四）
人員	5 名	5 名	4 名

5 事務処理

- (1) 応援隊の長は、人員及び機械器具等の異常の有無並びに出務状況（出務報告書）を速やかに消防団長（消防団事務局）に報告しなければならない。
- (2) 派遣に関する事務は、消防団室及び該当消防団事務局で処理する。